

| 正   | 誤  | 備考 |
|---|--|----|
| <p>第1編 共通編<br/>                     第1章 総則<br/>                     第1節 総則</p> <p>1-1-1 ~ 1-1-37 [略]</p> <p>1-1-38 工事中の安全管理</p> <p>1~8 [略]</p> <p>9 標示板の設置<br/>                     受注者は、公衆の見えやすいところに工事目的、工事期間、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。</p> <p><u>なお、標示板について、木材を使用する場合は、本章1-1-42 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。</u></p> <p>10 ~ 20 [略]</p> <p>1-1-39 ~ 1-1-43 [略]</p> <p>1-1-44 交通安全管理</p> <p>1~5 [略]</p> <p>6 工事用道路使用方法の提出<br/>                     受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、場所等の案内標識、工事中の標識等の設置、その他の必要な措置を行わなければならない。</p> | <p>第1編 共通編<br/>                     第1章 総則<br/>                     第1節 総則</p> <p>1-1-1 ~ 1-1-37 [略]</p> <p>1-1-38 工事中の安全管理</p> <p>1~8 [略]</p> <p>9 標示板の設置<br/>                     受注者は、公衆の見えやすいところに工事目的、工事期間、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。</p> <p><u>なお、標示板については、本章1-1-42 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>10 ~ 20 [略]</p> <p>1-1-39 ~ 1-1-43 [略]</p> <p>1-1-44 交通安全管理</p> <p>1~5 [略]</p> <p>6 工事用道路使用方法の提出<br/>                     受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、場所等の案内標識、工事中の標識等の設置、その他の必要な措置を行わなければならない。</p> |    |

| 正  | 誤   | 備考 |
|--|---|----|
| <p><u>なお、標識について、木材を使用する場合は、本章1-1-42 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。</u></p> <p>7～12 [略]</p> <p>1-1-45 ～ 1-1-58 [略]</p> <p>～以下 [略] ～</p> | <p><u>なお、標識については、合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>7～12 [略]</p> <p>1-1-45 ～ 1-1-58 [略]</p> <p>～以下 [略] ～</p> |    |